

平成 19 年 8 月 17 日

各 位

不動産投資信託証券発行者名
東京都港区六本木一丁目 10 番 6 号
ニューシティ・レジデンス投資法人
代表者名
執行役員 新井 潤
(コード番号 8965)
投資信託委託業者名
シービー・アールイー・レジデンス・プロパティ・マネジメント株式会社
代表者名
代表取締役社長 新井 潤
問合せ先
投資アセットマネジメント本部長 毛利 泰造
TEL. 03-6229-3860(代表)

利害関係人等との取引に関するお知らせ

ニューシティ・レジデンス投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、本日、利害関係人等との取引について、下記のとおり審議、決議を経ましたので、お知らせいたします。

記

- ①本投資法人が取得を予定しているニューシティレジデンス上町台（仮称）、ニューシティレジデンス三ノ輪（仮称）、ニューシティレジデンス中野（仮称）、ニューシティレジデンス自由ヶ丘ウエスト（仮称）につき、それぞれの物件の取得予定日後遅滞なく、株式会社ニューシティプロパティサービス（以下「NCPS」といいます。）がプロパティ・マネジメント会社、ニューシティ・リーシング・ワン有限会社（以下「NCL1」といいます。）がサブリース会社となる予定です。
- ②また、本投資法人が取得を予定しているニューシティレジデンス大町（仮称）につき、その取得予定日後遅滞なく、NCPSがプロパティ・マネジメント会社となる予定です。
- ③さらに、本投資法人が第1期中に取得し、保有しているニューシティレジデンス船橋本町、ニューシティレジデンス舞浜、ニューシティレジデンス市川妙典、ニューシティレジデンス浦安、ニューシティレジデンス南行徳Ⅰ、ニューシティレジデンス南行徳Ⅱにつき、プロパティ・マネジメント会社を株式会社ダイニチからNCPSに変更する予定です。

NCPS及びNCL1は、利害関係者（注）に該当するため、利害関係者との間の取引に関する本投資法人の資産運用にかかる自主ルールに従い、上記①ないし③のプロパティ・マネジメント委託契約及びマスターリース契約の締結に関して、本日、以下の審議、決議を経ました。

- ・資産運用会社の投資委員会による審議及び決議

- ・資産運用会社のコンプライアンス・リスク管理委員会による審議及び決議
- ・資産運用会社の取締役会による審議及び決議

(注) 利害関係者とは、投信法第 15 条第 2 項にて定義される利害関係人等及び資産運用会社の 10%以上の株主並びにかかる者の意向を受けて設立された特別目的会社（資産の流動化に関する法律において規定する特定目的会社、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律において規定する特例有限会社、株式会社等を含みます。）を意味します。

なお、①及び②に記載の各資産の取得の詳細につきましては、本投資法人が発表した平成 19 年 4 月 24 日付、平成 19 年 6 月 28 日付、平成 19 年 7 月 13 日付及び平成 19 年 7 月 27 日付「資産の取得に関するお知らせ」をご覧ください。

以 上

- ※ 本資料の配布先：兜クラブ、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会
- ※ 本投資法人のホームページアドレス：<http://www.ncrinv.co.jp>